

S H O W A H O U J I N K A I

一般社団法人

昭和法人会 会報

'21 | 09 203号



写真／島根県隠岐の島町 ローソク島
撮影／昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

【主な記事】

- 第9回通常総会 (P1~3)
- 昭和税務署人事異動 (P6~7)
- 署長インタビュー (P8~9)



鳥根県隠岐の島町 屋那の舟屋
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

CONTENTS

-
- 1～3 **第9回 通常総会**
-
- 4 **新会長就任のご挨拶**
-
- 5 **昭和法人会は来春(予定)公益社団法人に生まれ変わります!**
-
- 6～7 **昭和税務署人事異動**
-
- 8～9 **署長インタビュー**
-
- 10～11 **福利厚生制度のご案内**
-
- 12～17 **「消費税のインボイス制度」はもうご存じですか?**
-
- 18～19 **新型コロナ関係**
-
- 20～25 **税務署だより**
-
- 26～27 **県税広報**
-
- 28～29 **市税広報**
-
- 30～31 **青年部会コーナー**
-
- 32～33 **女性部会コーナー**
-
- 34 **インターネットセミナーのご案内/国税電子申告・納税システム**
-
- 35 **法人会自主点検チェックシート**
-
- 36 **市内ブロック主催合同講演会 開催案内/昭和法人会 当面の行事予定**
-

第9回 通常総会

令和3年6月10日(木) ●メルパルク名古屋



第9回通常総会は、6月10日(木)、14時30分から東区のメルパルク名古屋の瑞雲の間にて開催しました。

本年の総会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、政府の緊急事態宣言の最中の開催となったことから、一層の感染防止対策を取り、消毒や座席間隔の確保、参加者間の会話を自粛する等の感染防止策を講じた上での開催となりました。

総会の冒頭、本総会への出席99社、委任状2,232社、合計2,331社の参加を得て、本総会が有効に成立されていることが宣言されました。

柴垣会長は、冒頭、次頁の趣旨のあいさつを行った後議長を務め、議案の審議に当たって、第1号議案「令和2年度決算報告承認の件」、第2号議案「定款の改正案承認の件」、第3号議案「定款第7条に定める会費規程改正案承認の件」、第4号議案「役員選任案承認の件」、第5号議案「公益社団法人へ認定申請の件」、第6号議案「公益社団法人昭和法人会定款等承認の件」及び第7号議案「公益認定申請に伴う手続き承認の件」が順次上程されました。

議長は、それぞれの議案について審議に付し、採決が行われた結果、すべての議案において満場一致で承認可決されました。中でも、第3号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案の決議に当たっては、定款第17条第2項の規定により総正会員数の3分の2以上(4月1日現在の正会員数3,073社3分の2で

ある2,049社以上)の賛同が得られたことが確認されました。

その他、①令和2年度事業報告、②令和3年度事業計画及び収支予算について報告がなされ、コロナ禍の状況にあっても、それぞれ工夫した会運営への期待が寄せられました。

議案の終了後、本年の総会をもって会長を退任することとなった柴垣信二氏に愛知県連から感謝状が贈呈されました。

また、来賓としてご出席いただいた昭和税務署長中村猛文氏からご祝辞をいただき、総会は盛会裏に終了いたしました。



来賓として祝辞を述べる中村猛文昭和税務署長

柴垣会長あいさつ(要旨)

本日の通常総会の開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが依然として立たない中で、規定により通常総会を開催せざるを得ず、熟慮した結果、会員の皆様の安全と健康に十分配慮し開催させていただくこととした。

昨年2月、突然発生した新型コロナウイルス感染症は、全世界を震撼させるものとなり、日本においてもすでに70万人を超える方が感染し、第三次にわたる緊急事態宣言が発出されるなど各種対策が講じられてきたが、変異株による拡大という新たな脅威にも襲われており、待望したワクチン接種も現在高齢者から順次進んでいるが、一般市民の方々まで浸透するには、まだしばらくかかりそうな気配である。

私たち企業活動においては、飲食業・サービス業のほか、消費の低迷により卸売・小売業や農業・漁業関係者などあらゆる産業にも大きく影響し、厳しい企業運営が強いられているが、ここをなんとか私たちの英知と国民の協力により乗り越えてまいりたいと思う。まだ先行きは読めないが、会員企業の皆様には、この厳しい状況をなんとか乗り越えられ、是非とも勝ち抜いていただきたいと念じている。

ところで、昨年度の当会の事業活動は、このようにコロナ禍の影響により当初計画した事業を100%実施することはできなかったが、計画した事業については峻別して、実施できると判断した事業は推進し、厳しいと判断した事業は勇気をもって中止するなど、事業に参加する皆様の健康と安全を第一に考えて事業展開をしてきた。

中でも、地元に対する地域貢献事業においては、講演会、演奏会や市民まつり等の事業が実施できなかったが、代わりに新たに公立図書館への図書の寄贈に取り組むなど、当会の役割を社会的にも果たしてきた。

本日の総会では、従前にはない議決案件として「定款の変更」と「公益社団法人への移行」の案件を上程する。これは会長一人に集中していた権限等を代表理事を複数制にすることにより、各種リスクに備える体制に変更することと、



現在の「一般社団法人」を平成24年の通常総会で決議されお約束した「公益社団法人への移行」の案件を提案する。

本日ご承認いただければ、来年4月1日から愛知県下15番目の公益社団化した法人会として、新生「公益社団法人昭和法人会」として生まれ変わり、引続き現体制を維持しつつ、さらに法人会としての社会的役割を進めていく所存です。移行後も、基本的には現在実施している事業活動を引き継いでいくので、会員の皆様にご不便をおかけすることはないと考えている。

話は変わり、この通常総会にて私の出身会社の都合により会長職を辞任させていただく予定である。この間、昭和法人会が抱える組織内の見直しや財政問題、そして公益社団法人化への移行などその解決に向け取り組ませていただき、一定の方向性をお示しできたのではないかと考えている。

ちょうど組織体制も新たな体制へと変革するタイミングでの役員交代となるが、皆様には引き続き「昭和法人会は立派な法人会だ」と言われるよう、盛り立てていただきたいと思う。そのためには、役員はもとより会員の皆様の一層のご理解とご協力が必要となる。一社でも多くの企業が私たちの仲間に加わっていただき、会活動がさらに活発となるよう切にお願いする次第です。

結びに、今振り注がれている試練に対し、心を一つにして乗り越え、我々企業経営者としても国家繁栄の一員としてその役割を果たしてまいりたいと思う。企業経営の先端に立ってご努力される皆様には、大変な事も多々あると存じますがともに頑張ってみましょう。

●提案された議案

- 第1号議案 「令和2年度決算報告承認の件」
- | | |
|-----------|----------|
| 事業活動等総収入額 | 56,278千円 |
| 事業活動等総支出額 | 44,596千円 |
- 第2号議案 「定款の改正案承認の件」
- 第3号議案 「定款第7条に定める会費規程改正案承認の件」
- 第4号議案 「役員選任案承認の件」
- | | | | |
|-------|------|-------|----|
| 理事候補者 | 64名、 | 監事候補者 | 2名 |
|-------|------|-------|----|
- 第5号議案 「公益社団法人へ認定申請の件」
- 第6号議案 「公益社団法人昭和法人会定款等承認の件」
- 第7号議案 「公益認定申請に伴う手続き承認の件」
- 報告事項
- (1) 令和2年度事業報告
 - (2) 令和3年度事業計画
 - (3) 令和3年度収支予算



柴垣会長に感謝状贈呈

《ご来賓の方々》

- ・昭和税務署 署長 中村 猛文 様
- ・昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 一色 博仁 様
- ・(一社)愛知県法人会連合会 専務理事 山田 晴義 様



ご来賓の方々

第9回通常総会及び臨時理事会にて選任された令和3年度本会役員 (順不同 敬称略)

役職名	氏名	法人名	支部	役職名	氏名	法人名	支部
会長 (代表理事)	伊藤 敏宏	ブラザー工業(株)	田 光	理事	奥村 宜之	炬材商事(株)	津賀田
筆頭副会長 (代表理事)	杉山 謙	日本ガイシ(株)	瑞穂ヶ丘	〃	佐藤 正徳	オバナヤセメンテックス(株)	萩 山
筆頭副会長 (代表理事)	磯部 謙二	日本特殊陶業(株)	瑞穂ヶ丘	〃	青山 耕士	(株)中部テプロ	萩 山
副 会 長	相羽 由光	(株)東郷製作所	東 郷	〃	花井 靖	(株)ハナイタイト	円 上
〃	安田 智彦	フジバングループ本社(株)	萩 山	〃	杉本 琢司	(株)杉本鐵店	円 上
〃	飯島 良彦	(株)飯島産業	津賀田	〃	乃一 剛英	(株)乃一	円 上
〃	吉田 英晃	ワイクリード(株)	萩 山	〃	眞保 明也	資眞保工務所	北 山
常 任 理 事	鈴木 宏	(株)中部日栄	汐 路	〃	渡邊 滋	エアコン工業(株)	北 山
〃	浅井 啓介	アサイコーポレーション(株)	瑞穂ヶ丘	〃	蜂谷 直樹	パイロットインキ(株)	桜 山
〃	小島 直之	日本パッキング(株)	田 光	〃	大久保 盛史	(株)大久保工務店	桜 山
〃	伊勢村 昌吾	千代田合成(株)	津賀田	〃	森 敦子	富士ボックス販売(株)	桜 山
〃	石井 元博	東海イーシー(株)	萩 山	〃	相羽 康人	(株)アイビー	桜 山
〃	山本 大志	(株)A Tグループ	円 上	〃	永田 洋一	名古屋牛乳(株)	桜 山
〃	山城 敬介	中部電工(株)	北 山	〃	伊藤 勲	伊藤化学工業(株)	川名駒方
〃	川村 昌利	(株)大栄商会	桜 山	〃	杉本 憲昭	(株)杉本組	川名駒方
〃	水野 雅彦	(株)安田工務店	川名駒方	〃	大和 幹大	セントラル交通(株)	川名駒方
〃	田中 一由	昭和土木(株)	御幸山	〃	石井 立巳	京楽産業(株)	御幸山
〃	室賀 和彦	(株)室賀不動産	植 田	〃	今村 源一	(有)初穂土地	植 田
〃	村瀬 秀美	天白信用農業協	天白中	〃	村口 龍一	(有)ステタ地所	天白中
〃	中島 利浩	(株)三明工作所	南天白	〃	森 昭勝	山勝(株)	天白中
〃	箕浦 憲二	(株)箕浦不動産	平 針	〃	稲葉 純子	(株)富士化成工業所	南天白
〃	相羽 克俊	相羽ばね工業(株)	東 郷	〃	西尾 友志	名豊特殊鋼(株)	南天白
〃	杉谷 卓志	荒川工業(株)	日 進	〃	寺澤 秀治	あいち尾東農業協東郷基幹支店	東 郷
〃	仲 祐治	日東工業(株)	長久手	〃	近藤 克弘	東和工業(株)	東 郷
〃	後藤 秀臣	日本パーツ機器(株)	円 上	〃	笠原 照基	曙螺子工業(株)	東 郷
〃	山本 裕子	(株)山本工務店	日 進	〃	前嶋 誠一	マスプロ電工(株)	日 進
理 事	水谷 隆夫	水金工事(株)	汐 路	〃	牧 秀次	あいち尾東農業協	日 進
〃	六車 壽夫	(株)興和工業所	瑞穂ヶ丘	〃	近藤 隆典	コンドーセイコー(株)	長久手
〃	泉 憲一	(株)泉製作所	瑞穂ヶ丘	〃	水野 文男	あいち尾東農業協長久手事業本部	長久手
〃	黒宮 淳司	(株)黒宮建設	瑞穂ヶ丘	〃	川本 幸政	(有)川本緑化	長久手
〃	米本 卓弘	(株)山金ポンプ製作所	田 光	専務理事	加藤 保彦	(一社)昭 和 法 人 会	
〃	原野 勝至	田中工具(株)	津賀田	監 事	穂刈 泰男	穂刈工業(株)	北 山
〃	横井 昭	横井定(株)	津賀田	〃	細野 浩之	竹田印刷(株)	円 上
				相 談 役	柴垣 信二	(一社)昭 和 法 人 会	

新会長就任のご挨拶



一般社団法人昭和法人会
ブラザー工業株式会社

常務執行役員 **伊藤 敏宏**

去る6月10日に開催されました第9回通常総会及び理事会におきまして、会長に推挙されましたブラザー工業(株)の伊藤敏宏でございます。

今回の通常総会を機に、長年会長会社としてご尽力を下さいました日本特殊陶業(株)の柴垣様から会長職を引き継ぐこととなりました。

今後は、ブラザー工業(株)が会長会社として全面的にご協力をさせていただくつもりでおりますので、会員の皆様方にも一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

ところで、わが国の昨今の現状は、昨年年初から未曾有の大災害に襲われたかのごとき新型コロナウイルス感染症の脅威に全世界が震撼しております。このことによりわが国におきましても、緊急事態宣言の発出など各種の感染拡大防止策を講じ、ワクチン接種も進んでおりますが、今尚、収束したとは言い切れない状況にあります。

これらにより飲食・サービス業のほか感染防止策への対応により休業等を余儀なくされ、人々の行動や事業活動にも制限が加えられ、低迷する日本経済にさらに拍車をかける厳しい状態により経済活動にも大きな影響を与え、かつて経験したことのない試練を与えられております。

このように不安材料も多く出ておりますが、私ども企業経営者は、これまで幾度となく厳しい局面を乗り越えてまいりました。企業を取り巻く環境が厳しさを増すこのような時にこそ、現状を見据え、これまで蓄積された知識と経験を夫々の局面で活かし、経済環境の変化に的確に対応していかなばと考えているところです。

さて、昭和法人会は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」であることを基本理念として、役員の方々を始め会員の皆様方が積極的な活動を実施しておられます。

今回の第9回通常総会におきましては、平成25年の一般社団法人としてスタートした時の悲願であった公益社団法人化をご承認いただき、来年4月の組織変更に向け現在その手続きを進めております。このことは平成24年の通常総会にて決議された「将来は公益社団法人に」という「お約束」を果たすことができ、このような組織の移行という重要な時期に、会長の大役を仰せつかることとなり一層身の引き締まる思いでございます。

法人会では、この機会に各種組織・活動の見直しも進めております。組織の責任者となる代表理事につきましても、小職のほか日本ガイシ(株)様並びに日本特殊陶業(株)様からもそれぞれ就任いただき複数の代表制により、各種リスク発生時にも的確に対応できる体制へと変更いたしました。

しかし、法人会の現状を見てみますと、毎年、会員の加入勧奨でご尽力を賜っておりますが、解散・廃業等の増加により退会される企業も多く、退会数が加入数を上回っている状態がこのところ続いております。

さらには公益社団法人として、その公益目的である「税知識の普及・納税意識の高揚」や「地域社会への貢献」など、その社会的な役割が一層求められており、信頼いただける活動をより目指していかなばならないと考えております。

そのために会員の皆様方からさらなるお知恵を拝借し、税務ご当局のご指導を仰ぎながらこの難問を克服し、法人会活動のさらなる活性化に向けて進んでまいりたいと考えております。

どうか会員の皆様方には、今までも増してご支援ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、会員の皆様方のご健勝と各企業の益々のご発展を祈念いたしまして就任の挨拶とさせていただきます。

昭和法人会は来春(予定)

公益社団法人に生まれ変わります!

=昭和法人会は「公益社団法人昭和法人会」への認定申請を行いました=

昭和法人会では、公益社団法人への移行について準備を進めてまいりましたが、去る6月10日に開催した第9回通常総会にてこの組織変更に関する議案を提案し、満場一致により承認されました。

このことにより当会では、8月4日(水)に開催した理事会において、公益認定申請に当たってのすべての要件を満たしていると判断し、監督官庁である愛知県に対し8月10日付で「公益認定申請書」を提出いたしました。

愛知県では、第三者機関である「愛知県公益認定等審査会」で審議され、承認されれば来春(令和4年4月1日予定)に新生「昭和法人会」として公益社団法人に仲間入りをし、生まれ変わる予定です。

「公益社団法人」に向けて =これまでのおさらい=

平成20年に公益法人制度改革関連三法が施行され、それまでに設立された社団法人は一般法人又は公益法人のいずれかを選択し移行せざるを得なくなりました。

当時、全法連では、全国442の法人会が一体となって、税の啓発活動や地域の活性化に貢献する活動をしていくことを確認し、改革関連三法の下でも全国揃って公益社団法人を目指すことを確認しました。

しかし、その当時、当会では、この「公益法人」となるための重要な認定要件である、①公益目的事業を会員以外の不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する形で、支出事業費で50%以上の規模で実施すること(公益事業基準)、②過大な遊休財産を持たないことなどが求められ、中でも「公益事業費基準50%」を充足することがその時点では難しいため、平成24年5月に開催した通常総会において、当面のステップとして「一般社団法人」を選択し、公益目的事業を見直し、将来的には「公益社団法人」を目指すことを決議し現在に至っています。

公益社団への移行状況は、愛知県下では、20の法人会の内平成25年の段階で9会が公益社団法人としてスタートし、残る11会の対応は、それぞれ単位会の中で事業の見直しや体制整備等が図られ、すでに内5会が公益社団法人に移行し、現在では14会が公益社団法人として事業活動を展開しており、全国では、現在440の法人会の内386会が公益社団法人として活動を展開しています。

したがって、今回の申請が認められれば昭和法人会は、全国で387番目(愛知県下では15番目)の公益社団法人となります。

このように「法人会」に求められる役割はますます

高まっており、「法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である」を法人会の理念として、全国440の法人会とともに今後とも活動を進めてまいります。

今後の昭和法人会としての活動は

「公益社団法人」は、「公益」の文字が示す通り、社会一般のため公共の利益となる事業を目的に活動する法人ですが、新生「公益社団法人昭和法人会」に生まれ変わっても、基本的には活動内容が大きく変わるものではありません。

なぜならば、これまでも公益事業を意識した運営を行ってきており、現在の事業内容を変更しなくても公益社団法人の要件は満たす状態となっているからです。

一般的に、公益社団法人は、監督官庁である愛知県の監査を定期的に受けることとなるほか、予算の用途に対しても適宜報告を求められること等により事務負担は増大するものの、公益認定を受けた団体として社会的にも信頼性のある社団として認識されていくと思います。

したがって、当会が来春、公益社団法人に移行した場合であっても、会員の皆様に対する事業として、従前どおり講演会や研修会等の基本的な活動は現在の事業活動を引き継ぐこととしており、またその事業の廃止等は考えていないことから、今回の組織移行により会員の皆様にご不便はお掛けすることはないと考えています。

今後は、来年春の組織移行に向け各種準備を進めてまいりますので、どうぞご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

昭和税務署人事異動

新編成（幹部職員）敬称略
令和3年7月10日付

着任のご挨拶

昭和税務署長
岡 直人



一般社団法人昭和法人会の
会員の皆様におかれましては、ま
すます御清栄のこととお喜び申し
上げます。

皆様には、日頃から税務行政に深い御理解と多大な御支援
を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、名古屋国税局課税第一部国
税訟務官室長から昭和税務署長を拝命いたしました岡直人で
ございます。

前任の中村同様、よろしくお願ひ申し上げます。

貴会は、昭和25年4月に設立されて以来、「税のオピニオン
リーダー」として、会員のニーズに沿った税務研修会の開催や
租税教室への講師派遣、さらには、演奏会及び講演会などの
社会貢献活動など、会員企業と地域の健全な発展に大きく貢
献されていると伺っており、税務行政に携わる我々にとりまし
ても、大変心強く感じております。

これもひとえに、会の発展に寄与されている会長をはじめ役
員の皆様方のご尽力と、それを支えておられる会員の皆様の熱
意とご努力の賜物であると深く敬意を表す次第であります。

ところで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、
新しい生活様式の実践や社会経済活動の様々な場面でこれま
でとは異なる対応が求められる一方で、新しいサービスや技術
が求められており、コロナ禍を契機に、新たな日常の構築に向
けてデジタル化・オンライン化が急速に進むなど、税務行政を
取り巻く環境は大きく変化しております。

私ども税に携わる者といたしましても、急速な社会の変化に
対応しつつ「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円
滑に実現する」という国税庁に課せられた使命を果たしていく
ため、納税環境の整備を行い、納税者サービスを充実するとと
もに、税務調査や滞納処分を通じて、適正かつ公平な税務行
政の一層の推進に努めてまいります。

また、消費税の「適格請求書等保存方式」、いわゆるイン
ボイス制度の令和5年10月1日からの導入に向け、本年10月
1日から、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始さ
れます。

インボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様は制
度の内容を十分理解していただくとともに、事業者登録申請な
どの事前準備を早期に進めていただくことが重要であり、その
ため制度の周知・広報と相談対応に取り組んでまいります。

これらの取組みに当たりましては、貴会の皆様の御理解と御
協力をいただきながら、力を合わせていくことが大変重要であ
ると考えております。引き続き、昭和法人会の皆様にはお力添えを
賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会のますますの
御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈
念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



筆頭副署長
石川 たき子



副署長
大竹 秀和

役 職 名	氏 名	前 役 職
署 長	岡 直 人	課税一部 国税訟務官室長
筆頭副署長(総務・法人担当)	石川たき子	(留任)
副署長(個人・資産担当)	大竹秀和	(留任)
副署長(管理運営・徴収担当)	杉浦 壮	庁徴収部 管理運営課 課長補佐
特別国税徴収官(管理運営)	太田 一郎	総務部 納税者支援調整官(熱田派遣)
筆頭特別国税徴収官(徴収)	垣本 政文	(留任)
筆頭特別国税調査官(所得)	田畑 勝己	岐阜北署 特官(所得)
筆頭特別国税調査官(資産)	近藤 英司	(留任)
筆頭特別国税調査官(法人)	橋本 文博	(留任)
(総務課)		
総 務 課 長	余 語 成 紀	(留任)
総 務 課 長 補 佐	安 藤 武 志	四日市署 特官付(徴収) 首席
総 務 係 長	今 田 拓 人	尾鷲署 総務課 総務係長
会 計 係 長	平 窪 倫 明	熱田署 法人課税二 調査官
(管理運営)		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	山 本 尚 自	中川署 管理運営一 統括官
管理運営第二部門 統括国税徴収官	大久保麻衣子	半田署 管理運営 連絡調整官
管理運営第三部門 統括国税徴収官	河 合 吉 周	(留任)
管理運営第四部門 統括国税徴収官	稲 川 好 美	岐阜南署 個人課税 連絡調整官
管理運営部門 連絡調整官	奥山亜由美	多治見署 管理運営一 統括首席
徴収部門 統括国税徴収官	山 口 雄 司	(留任)
特別国税調査官(所得)	森 本 浩 之	一宮署 筆頭特官(所得)
特別国税調査官(所得)	杉 浦 泰 二	(留任)
特別国税調査官(所得)	竹 内 順 一	課税一部統括国税実査官付 主査
特別国税調査官(所得)	後 藤 俊 彦	(留任)
特別国税調査官(所得)	川 原 裕 司	千種署 特官(所得)
特別国税調査官(所得)	河 合 秀 敏	豊橋署 個人課税一 統括官
特別国税調査官(所得)付 連絡調整官	加 藤 麗 子	(留任)
個人課税第一部門 統括国税調査官	鈴 木 康 永	岐阜北署 個人課税一 統括官
個人課税第二部門 統括国税調査官	松 谷 靖 博	清水署 個人課税一 統括首席



副署長
杉浦 壮



法人課税第一統括官
松永 潔



退任のご挨拶

前昭和税務署長
中村 猛文

一般社団法人昭和法人会の
会員の皆様には、私が昨年7月に
着任して以来、1年間大変お世
話になり、厚く御礼申し上げます。

私は、この度の定期人事異動で昭和税務署長を最後に、
公務の場を離れましたが、振り返りますと、昭和54年4月に名
古屋国税局に採用され、熱田税務署に赴任して以来42年余
り、20数回の異動があり、調査や徴収事務など様々な仕事を
経験させていただく中で、多くの方々との出会いがあり、いずれ
の仕事も思い出深いものがあります。その中でも、最後の年を
昭和税務署で勤務できたことは、大変有意義でしたし、光栄の
ほかありません。

昭和法人会の皆様におかれましては、創立以来70年以上
の長い歴史の中、正しい税知識の普及と納税道義の高揚はも
とより、地域社会の健全な発展を目指した幅広い活動を積極的に
展開され、これらの活動を通じて税務行政の円滑な運営に多
大な御貢献をされてこられました。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止策が求められる
中、高い感染症対策を講じた上で、「税務研修会の開催」、
「税に関する絵はがきコンクール作品募集事業」、「確定申告期
の街宣活動」、「租税教室への講師派遣事業」などに積極的に
取り組まれたほか、公益社団法人化へ向けた取組をされるなど、
活発な事業展開をされました。

これらの活動は、私どもにとりまして誠に心強いものであり、
深く感謝を申し上げる次第でございます。

ところで、皆様も御承知のとおり、消費税の適格請求書等
保存方式、いわゆるインボイス制度が、令和5年10月1日に導入
されます。その前段階として、今年10月に適格請求書発行事
業者の登録申請の受付が開始されます。

国税当局といたしましては、インボイス制度の円滑な実施に
向けて、事業者の皆様にも制度の内容を十分理解していただき、
自ら適正な申告・納税を行っていただけるよう、皆様との連携を
密にしつつ、制度の広報・周知や丁寧な相談対応に取り組んで
まいり所存でございます。これらの取組を推進していくためには、
昭和法人会の皆様のお力添えが必要不可欠でございますので、
引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会のますますの
御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から
祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。

役職名	氏名	前役職
個人課税第三部門 統括国税調査官	酒井 智 浩	静岡署 個人課税三 統括官
個人課税第四部門 統括国税調査官	笹田 剛	(留任)
個人課税第五部門 統括国税調査官	渡辺 竜 彦	岐阜北署 個人課税三 統括官
個人課税第六部門 統括国税調査官	丸山 能 久	昭和中署 個人課税五 統括官
個人課税部門 連絡調整官	平野 靖 幸	総務部 総務課 総務一係長
特別国税調査官(資産)	林 勝	刈谷署 筆頭特官(資産)
特別国税調査官(資産)	泉 嘉 博	(留任)
資産課税第一部門 統括国税調査官	大釋 高 士	課税一部 資産課税課 審理専門官
資産課税第二部門 統括国税調査官	小嶋 弘 喜	(留任)
資産課税第三部門 統括国税調査官	阪上 邦 彦	(留任)
資産課税部門 連絡調整官	平山摩奈美	尾張瀬戸署 資産課税 上席
特別国税調査官(法人)	河原 隆	熱田署 特官(法人)
特別国税調査官(法人)	石上 由 毅	岡崎署 特官(法人)
特別国税調査官(法人)付 連絡調整官	伊加田慈伯	(留任)
法人課税第一部門 統括国税調査官	松永 潔	査察部 査察四 主査
法人課税第二部門 統括国税調査官	本谷 伸 二	豊橋署 法人課税二 上席
法人課税第三部門 統括国税調査官	大倉 義 久	(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	中野 弘	(留任)
法人課税第五部門 統括国税調査官	小野 明 敏	半田署 法人課税三 統括官
法人課税第六部門 統括国税調査官	後藤 操	沼津署 法人課税四 統括官
法人課税第七部門 統括国税調査官	小椋 貞 枝	(留任)
審理専門官	原田 正 春	(留任)
法人課税部門 連絡調整官	藏田ますみ	千種署 総務課 課長補佐



署長 岡 直人氏

〈プロフィール〉

岡 直人 (おか なおひと)

昭和55年4月 採用
平成23年7月 名古屋国税不服審判所静岡支所 副審判官
平成24年7月 名古屋国税不服審判所 副審判官
平成25年7月 国税庁名古屋派遣 国税庁監察官
平成26年7月 豊田税務署 副署長
平成27年7月 課税第一部 審理課長
平成28年7月 桑名税務署長
平成29年7月 課税第一部 資料調査第一課長
平成30年7月 豊田税務署長
令和元年7月 税務大学校名古屋研修所長
令和2年7月 課税第一部 国税訟務官室長
令和3年7月 昭税務署長(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。

出身地は名古屋市の中川区。名古屋球場の近くで、よくドラゴンズの試合を見に行きました。ちなみに現在も中日ファンで、根尾選手の活躍を楽しみにしています。

現在は春日井市のオールドタウンとなった高蔵寺で、妻と長男、溺愛する6か月程の保護猫2匹と住んでおります。

趣味はガーデニングと、ここ4~5年で健康管理も兼ねて始めた登山と船釣りです。最近では山登りに力をいれており、7月の連休に立山三山を縦走したので、次の計画を練っていますが、コロナの影響が心配です。なお、現在の山小屋は徹底した感染対策を講じて営業を行っており、密になることがなく、快適に泊まれます。

2 昭税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和、瑞穂、天白の3区は、西部に工業地区、丘陵地区には閑静な住宅地が広がっているほか、多くの大学などがある文教地区でもあり、また、日進市、長久手市及び東郷町は、若い世代が多く暮らし、大型商業施設が出店するなど、非常に魅力的な地域だと実感しています。

なお、管内は名古屋市内署の中で最も人口が多く、面積も最も広いことから、仕事としては大変ではあるでしょうが、署長としてのやりがいを感じています。

また、職員数は、平成28年に署長をしていた桑名税務署が約60名、平成30年に署長をしていた豊田税務署が約110名でしたが、昭税務署の職員数はそれらを大幅に上回る約180名と大所帯であり、まずは職員の顔を覚えるところから始め、積極的にコミュニケーションをとっていかうと思います。

3 署長として心掛けておられることは何でしょうか。

また、抱負をお聞かせください。

申告納税制度の下で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくこと、これに尽きると思います。

そのためには、何よりも納税者の皆様の理解と信頼を得ること、そして、ICT等を活用して申告や納税の際の利便性を高めて納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な

申告・納税を行った納税者の皆様が不公平感を抱くことのないよう、不正を許さないという姿勢で、厳正かつ的確な調査・滞納処分を行ってまいれる所存です。

また、当署は、若い職員が多いので、明るく活力があり、チームとして仕事をやり遂げる、そんな職場にしたいと思っています。某CMの文句ではないですが、職員には、結果にコミットするという意識をもって仕事をして欲しいと伝えています。

4 信条や座右の銘など、大切にされている言葉などありますか。

特にそういったものはありません。

ただ、観念的ではなく、実践を通じて自分の技術や学識を磨き、向上するという「事上磨錬」という言葉が好きです。職員には、とにかく公私ともに多くのことにチャレンジして、自分を磨き、その持てる能力を向上させて欲しいです。

5 これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などありますか？

過去、本当に種々多様な仕事に携わらせてもらいましたので、初めて経験する事務も多く、どの仕事も強く印象に残っております。

振り返りますと、国税庁では個人課税課、また、国税局では総務課・人事課・個人課税課・資料調査課・審理課・国税訟務官室、そして、国税不服審判所、名古屋派遣国税庁監察官に勤務しましたが、それぞれその役割も仕事の内容も異なっておりますので、幅広く良い経験をさせてもらい、充実しておりました。

6 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業活動にも大きく影響が出ています。これら影響を受けている事業主に対し、アドバイスなどいただけることはありますか？

まずは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告ができないやむを得ない事情がある場



署長室を訪問した広報委員会の面々

〈署長室訪問者〉

広報委員長 磯部 謙二
 広報委員 神谷 陽志
 広報委員 後藤 秀臣
 広報委員 川崎 諾
 広報委員 川村 貴子
 女性部会長 山本 裕子
 同副部会長 桜井 博子

合には、個別の申請により延長を認めているほか、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、事業者の置かれた状況や心情に配慮して納税の猶予制度を柔軟に受け付けています。

また、納税の猶予に関しては各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、質問や相談を受け付けておりますほか、よくあるご質問（FAQ）に関しましては、国税庁のホームページに掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

7 消費税法の改正に伴うインボイス制度の導入が間近に迫っておりますが、まだまだ制度の趣旨が行き届いているとは思われません。今後、事業者に対するどのような対応をお考えですか。また、事業者に対してお知らせしたい事項はありますか。

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。インボイス制度の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの保存が仕入税額控除の要件となります。

また、「適格請求書発行事業者」の登録に係る申請書の提出は、本年の10月1日から受付を開始いたします。

事業者の皆様インボイス制度の内容を理解していただくとともに、導入に向けた準備を進めていただくことが重要であり、そのためにも、税務署で開催する説明会等において着実な周知・広報に取り組んでまいります。

また、法人会をはじめとする関係民間団体等の研修会にも、私どもの職員を講師として積極的に派遣いたしますので、会員の皆様におかれましても、お力添えを賜いますようお願い申し上げます。

8 本事務年度の税務行政の運営に当たって、特に留意されている事項や重要な課題はどのようなことでしょうか。

まずは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、納税者の方々の置かれた状況や心情の把握に努め、実情に応じて対応するなど、実態に即した的確な対応を心掛けたいと思います。

また、経済活動の国際化・ICTの進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現するため、限られた事務量を効果的かつ効率的に活用することを通じて、必要な税務行政の見直しに不断に取り組みつつ、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政の一層の推進を図っていききたいと思います。

その際、税務行政の見直しに当たっては、社会保障・税番号制度の普及の状況も踏まえつつ、ICT等を活用した業

務改革の一層の推進が図られるよう、職員個々の意識醸成に努めてまいります。

9 昭和税務署は大所帯で、若い職員の方も多いうようにお見受けします。部下職員の指導に当たって留意されていることはありますか。

確かに、昭和税務署では、近年、若手職員が増加しています。

そのため、職場全体のなかでも重要な取組として、若手職員を指導育成の対象とした育成プランを作って指導しております。

また、基本的なことではありますが、公務員として自覚を持ち、社会人として責任ある行動をとること、事務処理手順やルールを守ることを徹底させています。

そして、若手職員を指導する上では、上司や先輩、指導担当者からのマンツーマンでの指導だけでなく、周囲の職員全員が目配りして育てるなど、職場全体で取り組む意識が大切であると考えております。

10 昭和法人会は、来年4月の公益社団化への移行に向け準備をしています。今後、昭和法人会に期待されることはありますか。

常日頃から、会員の皆様方には税知識の普及や納税道義の高揚等を図るための事業活動による税務行政への御支援・御協力には深く敬意を表する次第であります。

また、来年4月の公益社団化に向けた準備を進められているとお聞きしております。公益社団化に向け、会基盤の増強及び地域社会への貢献活動も非常に重要な位置づけとなつてまいりますので、従前にも増して積極的に展開していただきたいと思っております。私どもとしてもできる限りのバックアップをさせていただき所存でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

11 法人会会員にメッセージがありましたらお願いいたします。

貴会では、様々な講演会・演奏会の開催などの社会貢献活動のほか、青年部では租税教室の講師を担当していただき、女性部においては「税に関する絵はがき」の応募・審査に積極的に取り組まれていると伺いました。会員の皆様は会社の経営者として御多忙のところ、ボランティアとして事業活動に参加していただいていることに大変頼もしく思うと同時に心より感謝しております。

昭和法人会及び会員の皆様には、引き続き、税の良き理解者として、法人会活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献していただければと思っておりますし、「税のオピニオンリーダー」としての役割を担っていただければ幸いです。

法人会経営者大型総合保障制度創設50年

『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーン展開中!

◇法人会の福利厚生制度の生い立ち

昭和46年頃、全法連は米国の保護貿易主義（後のニクソンショック）によって不況に見舞われた中小企業の経営を安定化する必要があると考え、当時では破格の1億円という大型の保障のある保険商品を法人会会員のための制度として商品化できないかを考え、多くの保険会社に打診しました。

当時の経済情勢は、米国が1ドル360円という為替レートの固定相場を変動相場制に移行することとし（ドル防衛）、自国の貿易と企業を守ろうとした時期でもありました。これは、貿易立国の日本にとっては大きな影響を受けることとなり、当時の日本の経済力では為替相場の変動をすぐには吸収できず日本製品の輸出が止まり、その結果景気が落ち込んでくることとなりました。そのため、大企業の下請けである中小企業は経営が圧迫され、まさに生死をさまよう状況に陥りました。

◇大型総合保障保険制度の導入

このような中で全法連は、会員企業を守るための1億円という大型保障制度ができないものか検討を始めました。中小企業は経営者の信用で取引が行われており、経営者が亡くなった場合には倒産や従業員の解雇などに繋がり、経営が立ち行かなくなる不安が大きかったのです。全法連では、仮に経営者が亡くなったとしても1億円という多額な保険金があれば会社を存続でき、中小企業経営者の不安が取り除かれるのではないかと考え、多くの保険会社に呼び掛けました。しかし、当時の常識では考えられないほどの大きな保険金額であり、ほとんどの保険会社が難色を示しました。その中で、大同生命とAIU（現在のAIG損保）のみが、共同でそれぞれ生命保険5千万円、損害保険で5千万円、保険金額の合計が1億円となる法人会専用の商品を提供し、全法連の呼び掛けに応えました。これが今日まで続く法人会の福利厚生制度の誕生です。当時としては半世紀も続く保険商品になるとの確信があったわけでもなく、大同生命とAIUの両社もまさに社運をかけての法人会との提携になったのです。

これを受け全法連では、この大型総合保障保険制度を会員向けの制度として採用するだけでなく、会員企業が会社経営の中でさらに活用しやすくなればと考え、国税庁の税務上の取扱いについて要請を行いました。それまでの支払保険料は、代表者への貸付金として処理しなければならなかったものが、この保険については経費（損金）にできるよう通達が発遣されました。今では、多くの保険会社で同様の商品が販売され、税務上の取扱いも定着していますが、これは法人会が会員企業、中小企業のために新たな扉を開いたものとなりました。

この大型総合保障保険の魅力により法人会の会員も急激に増加し、昭和45年には31万社であった会員数が、社団化に伴う会員拡大とも相俟って同50年には50万社、59年には93万社という大きな組織に発展しました。

◇ビジネスガードとがん保険の導入

その後、AIUは昭和59年にビジネスガード（導入当初は「経営保全プラン」）を、アフラックのがん保険は昭和58年に法人会の福利厚生制度として導入され、大型総合保障保険やこれら保険制度による事務手数料収入によって、法人会の財政基盤も強固なものとなり、各会の活動資金も充実することとなりました。

◇会員企業の経営安定のための大型総合保障保険制度

このように、法人会の福利厚生制度は決して保険会社や全法連の利益のために作られた制度ではないことをご理解いただきたいと思います。法人会が大型総合保障保険制度の導入を考えたのは会員企業の経営の安定のためであり、そして法人会自らが考え、これに呼応してくれたのが、大同生命とAIU（現AIG損保）、そしてアフラックの三社ということです。そのため、この三社は法人会の福利厚生制度受託会社、つまり協力会社となり現在も続いています。

◇『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーン

全法連では、令和3年にこの経営者大型総合保障制度が50周年を迎えたことから、『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーンを展開し、新規制度利用者の拡大とともに保険内容の見直し等を推進しています。

この大型総合保障保険制度の生い立ちは、前述でご理解いただけたと思います。会員企業の皆様にはこの機会に、自社の保障内容等の見直しをしてみませんか。現在、新型コロナウイルスの影響により担当者がお伺いしにくい状況ですが、これら商品のお問合せ・ご用命は下記の連絡先をお願いいたします。

(注) 前記の記事は、全法連発行「法人会で自信と活力とつながり」との書籍から抜粋して掲載しております。

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

50周年記念商品『総合型Vプレミアム』誕生!

より幅広いリスクから経営者を守ります!

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための制度をご用意しています。
団体料率の適用により割安な保険料を実現!

<会社をお守りするトータル保障プラン>

死亡へのそなえ 総合型V Rタイプ	重度の身体障がい 状態へのそなえ 総合型V Tタイプ	重大疾病への そなえ Jタイプ	ケガ・病気による 入院へのそなえ Mタイプ
-------------------------------------	---	----------------------------------	--

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々な リスクから企業を守る!

Business Guard

《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
 (業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険
 スターズ
STARs
 (事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える
**プロバディーガード
+企業地震保険**
 (企業財産保険|財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
 (個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます!

※がん保険・医療保険・就労所得保障保険・定期保険が対象です。

法人会がん保険制度
 法人会医療保険制度

個人のための保障制度

- ・就労所得保障保険
- ・定期保険
- ・終身保険
- ・介護保険 もあります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505
9:00~17:00(土・日・祝日を除く) [アフラック 法人会](#) [検索](#)

ネット医療相談サービスをご利用いただけます

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、病気や身体の気になることを、インターネットで月1件無料相談できます。
本サービスはアフラックの提携先(株)メディカルノートが提供します。

お問い合わせ [株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp](mailto:support@medicalnote-qa.jp)

ご利用はこまめに

— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —

— 11 —

「消費税のインボイス制度」はもうご存じですか？

= 消費税インボイス制度の登録申請手続きがスタートします！ =

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。この適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、あらかじめ税務署に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録申請書は、令和3年10月1日(金)以降提出ができます。

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の概要

1 適格請求書等保存方式とは

複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。

○買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。

○また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

2 インボイス制度の導入時期は、令和5年10月1日です。

3 「適格請求書」とは

(1)「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

○請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

○適格請求書の交付に代えて、電磁的記録(適格請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能です。

(2)適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

○課税事業者が、登録を受けることができます。

*適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。

*登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認される恐れのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

適格請求書の記載事項・記載の留意点

◆ 適格請求書の記載事項

次の「適格請求書」及び「適格簡易請求書」の下線の項目が、現行の「区分記載請求書」の記載事項に追加される事項です。

これら請求書の様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書きであっても適格請求書に該当します。

<適格簡易請求書とは>不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

「適格請求書」

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

「適格簡易請求書」

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率**

◆ 「適格請求書」記載に当たっての留意点

Point 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
※端数処理は、「切上げ」、「切捨て」「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります。
※一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません。

Point 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方(売手)のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

◇仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② **課税仕入れの相手方**の氏名又は名称及び**登録番号**
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

Point 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみですべての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

◇複数の書類による場合の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

売手の留意点(適格請求書発行事業者の義務等)

◆ 適格請求書発行事業者の義務

1 適格請求書の交付義務

取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書(又は適格簡易請求書)を交付する義務

2 適格返還請求書の交付義務

売上に係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務

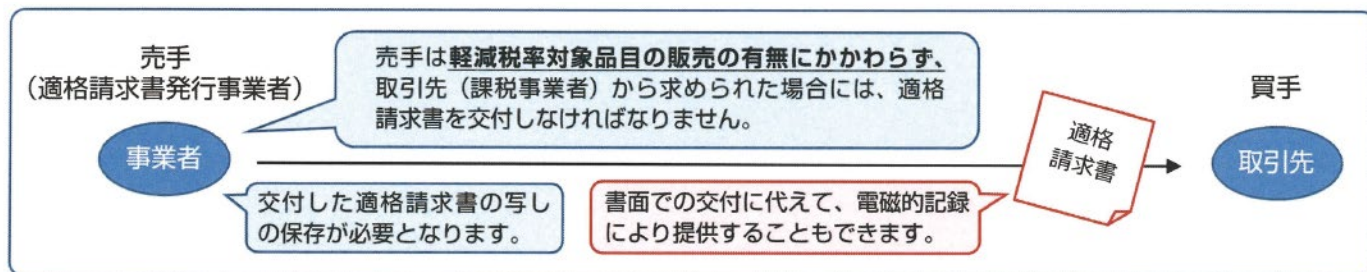
3 修正した適格請求書の交付義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務

4 写しの保存義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務

* 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



◆ 適格請求書の交付義務の免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限る。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限る。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

◆ 交付方法の特例：「媒介者交付特例（委託販売等における特例）」

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

（参考）売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

買手の留意点（仕入税額控除の要件）

◆ 仕入税額控除の要件

- 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式と同様です。
- 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

◆ 保存が必要となる請求書等の範囲

- 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。
 - ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
 - ② 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
 - ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（「交付義務の免除」②③の取引）
 - ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

◆ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

- 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
 - ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
 - ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書等発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取引する取引
 - ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
 - ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

Point

その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、**これらの規定は廃止**されます。
- また、現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載のない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような**追記を行うことはできません**。

Point

簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

税額計算の方法等

◆ 税額計算の方法

- 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。
 - ① 「積上げ計算」とは、適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する方法。
 - ② 「割戻し計算」とは、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法。

《 売上税額 》

【積上げ計算】
適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）
税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

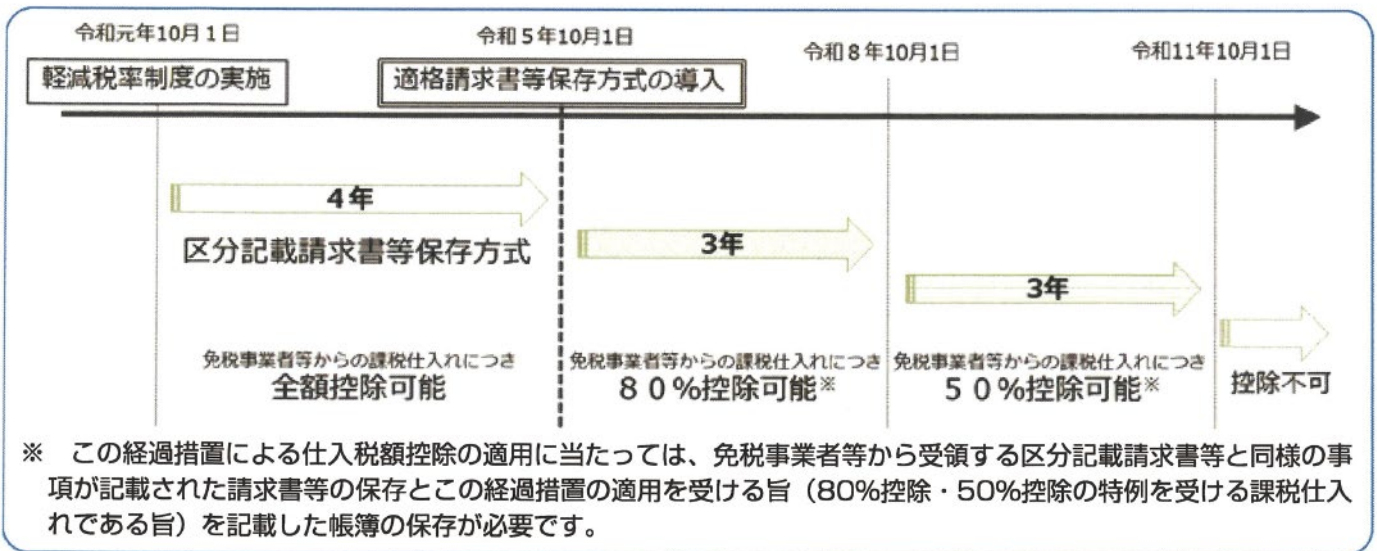
【積上げ計算】（原則）
適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】
税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算するには、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

◆ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」という。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



適格請求書発行事業者の登録申請

◆ 登録を受けるには

登録を受けようとする事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要です。

◆ 申請から登録までの流れ

- ① 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。
- ② 公表情報は、インターネットを通じて確認することができます。

<通知される登録番号の構成>

- 法人番号を有する課税事業者
T+法人番号
- 上記以外の課税事業者
(個人事業者、人格のない社団等)
T+13桁の数字

<インターネットで確認できる事項>

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- 登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
- 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- ※上記のほか、事業者が公表の申し出があった場合には、
 - 個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地など
 - 人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

◆ 登録申請のスケジュール

「登録申請書」は
令和3年10月1日(金)
から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、
原則として**令和5年3月31日**までに「登録申請書」を提出する必要があります。

◆ 免税事業者の登録手続

- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

- ① 「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、
 - ② 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前までに登録申請書を提出します。
- * 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

**【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である
令和6年1月1日から登録を受ける場合**

⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和5年11月30日※までに提出する。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

- ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置を適用するには「登録申請書」を提出します。この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令5.3.31※)	登録日 (令5.10.1)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

※ 令5.3.31までに提出することが困難な事情がある場合は、令5.9.30まで。


Point 登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

税務署への適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せは、専用ダイヤル 0120-205-553（無料）、又は昭和税務署052-881-81711にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押してご相談下さい。

【電話受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

(注) <資料の出版について>この消費税インボイス制度の解説は、国税庁発行「適格請求書等保存方式の概要」から抜粋して昭和法人会が編集し掲載しています。詳細に亘る内容は、同パンフレットをご確認下さい。



消費税の期限内納付を
忘れずに。

期限内納付が
難しい場合は、
所轄の税務署
(徴収担当)へ
ご相談ください。
(※4)

● 消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

● 申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

● 個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。^(※2)
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

— 17 —

コロナに負けるな!

NAGOYA
ビジネススタイル

エヌビズ NBiz



共有機器の定期的な消毒
(コピー機、PC、電話など)



洗面所・更衣室・休憩室は
密を避けて利用



マスクは正しく着用
(鼻と口を覆う)



少しでも体調不良で
あれば出勤しない



換気やアクリル板の設置など
会話時の対策の徹底を!

STOP!
職場感染



テレワーク・
オンライン会議の活用

名古屋市防災危機管理局

NBiz特設ページはこちら
(市公式ウェブサイト内)
チェックリストのダウンロードもできます!



あなたの職場は大丈夫?

職場における感染防止対策チェックリスト

職場で新型コロナウイルス感染症の患者や接触者が多数発生すると、業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざるを得なくなってしまう。

その様な事態を避け、職場での感染拡大を防ぐために、職場での感染防止対策を見直してみましょう。

Check ✓

マスクは常に着用し、鼻と口の両方を覆うように徹底していますか? (鼻だしマスク・あごマスクはNG)



室内の換気を徹底していますか?
(窓やドアは常時2方向開放することが望ましい)



のどが痛い・微熱がある等の体調不良時は、出勤させずに休ませていますか?



1日1回以上、不特定多数の者が触れる部分の定期的な消毒をしていますか?
(コピー機、PC、ドアノブ・電気スイッチ・電話 等)



共用の物品に触れる度に、手洗いや手指のアルコール消毒を徹底していますか?



テレワークで出勤者を減らし、集まる必要がない会議はオンラインで行っていますか?



昼食等は1人で食べる又はいつも近くにいる4人以下で「マスク会食」を徹底していますか?
(食事をしながらの会話は非常に危険!)



喫煙所を同時に利用できるのは1人までにしていますか?
(禁煙もコロナ対策の1つです)



洗面所・更衣室・休憩室などは、密にならないように定員を設けていますか?



とは… 職場での感染防止対策をNBiz (エヌビス) と呼称し、感染防止対策の実施を促す名古屋市独自の取組みです。本市の主な感染経路は職場と家庭であり、職場内での感染拡大や職場から家庭へウイルスを持ち込むことを防ぐため、職場での感染防止対策を徹底しましょう。

従業員がコロナになってしまったら…

所在区の保健センターより疫学調査が実施されます。その際に、事業所の皆様(主に労務担当や安全衛生担当)に行っていただきたいことをまとめましたので、ご確認ください。



〈インボイス制度〉 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

👉 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。
制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に
登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(※) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。



👉 e-Taxによる登録申請手続

<事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、
事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用
が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。）。



<登録申請手続>



電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ ^(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)

インボイス制度
特設サイト



登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！

<事業者>

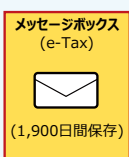


① 登録申請データをe-Taxで送信（登録通知もe-Taxで受け取ることを希望）

登録通知データの格納を
メール(注)でお知らせ

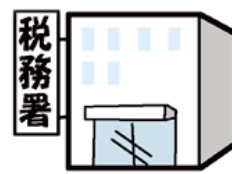
③ 登録通知データの確認

④ 登録通知データを送信



② 税務署における処理後、登録通知データ
を送信（メッセージボックスに格納）

<税務署>



〔公表情報〕

<取引先>



受け取った登録通知データの
真正性の確認をすることも可能
(e-Taxソフト等を利用)

<インボイス制度導入後>



受け取った適格請求書（インボイス）
に記載された登録番号が有効かどうか
「公表サイト」で確認可能



(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

(ナビダイヤル (有料))

【受付時間】 9:00~17:00

(土日祝及び年末年始を除く。)

※1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPIに関するお問い合わせ>

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

(無料)

【受付時間】 (平日) 9:30~20:00

(土日祝) 9:30~17:30

(年末年始
を除く。)

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553

(無料)

【受付時間】 9:00~17:00

(土日祝及び年末年始を除く。)

(令和3年7月)

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に



**消費税及び地方消費税の税率は、10%です^(注1)。
基準期間^(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、
課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。**

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和元年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和3年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合、課税事業者になります。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和2年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

便利な納付方法は右面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

詳しくはこちら↓

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



■ダイレクト納付を利用した予納

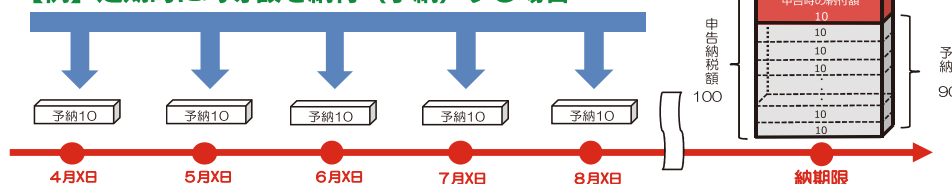
ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

詳しくはこちら↓

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。



振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

なお、令和3年1月より、上記依頼書は、e-Tax で送信ができるようになります。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

詳しくはこちら↓

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



納税が困難な方には猶予制度があります

詳しくはこちら↓

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】8:30～17:00（土日祝除く）



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

R2.10

ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Taxのメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

②PDFファイルで受取



e-Taxのメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります)。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります



新デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1・納税額等証明書)

住 所(所在地) 東京都千代田区豊島3丁目1-1
氏 名(姓、名) 田税 太郎

税 目	申告所得税			
年度及び区分	納付すべき税額 申告額 更正・決定後の額	納付済額	未納税額	法定納期限等
令和3年・分	税 額	税 額	税 額	税 額
令和2年・分	税 額	税 額	税 額	税 額
令和1年・分	税 額	税 額	税 額	税 額
合計	以下	金	白	

(備 考)
○ 証明書を発行日現在の納付すべき税額等以上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

機密(証明) 第-000001号
上記のとおり、照会いたします。
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇税務署長 〇〇 〇〇
財務事務官 〇〇 〇〇
署長印

旧デザイン (A4サイズ)

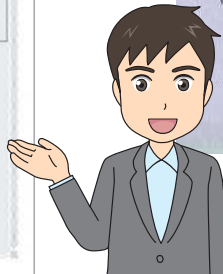
納税証明書
(その1・納税額等証明書)

住 所(所在地) 千葉県船橋市旭町1丁目1-1
氏 名(姓、名) 田税 太郎株式会社
代表者 代表取締役 田税 基

税 目	法人税			
年度及び区分	納付すべき税額 申告額 更正・決定後の額	納付済額	未納税額	法定納期限等
令和3年度(1月1日 ～12月31日)	税 額	税 額	税 額	税 額
令和2年度(1月1日 ～12月31日)	税 額	税 額	税 額	税 額
令和1年度(1月1日 ～12月31日)	税 額	税 額	税 額	税 額
合計	以下	金	白	

(備 考)
○ 証明書を発行日現在の納付すべき税額等以上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

機 密(証明) 第 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号
610000000



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書のQRコードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> →



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。 R3.3

電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）に係る法人事業税の課税方式の変更について

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式が変更されました。（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。）

概要（地方税法第72条の2第1項、第72条の12、愛知県県税条例第42条の23、第42条の23の5）

電気供給業については、これまで収入割額により課税することとされていましたが、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除きます。）は収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により、その他の法人は収入割額及び所得割額の合算額により、課税されることとなりました。

対象事業		小売電気事業等及び発電事業等	
法人の種類		資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（※）	左記以外の法人
改正前	課税方式	収入割	収入割
	税率	収入割 1.039%	収入割 1.039%（1.0%）



改正後 (R2.4.1以後に開始する事業年度)	課税方式	収入割 + 付加価値割 + 資本割	収入割 + 所得割	
	税率	収入割	0.789%	収入割 0.789%（0.75%）
		付加価値割	0.37%	所得割 1.85%
資本割		0.15%		

※特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除きます。

（ ）内の標準税率が適用される法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人

1 小売電気事業等とは・・・

- ① 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
- ② ①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※②は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業（電気事業法第2条第1項第8号）、特定送配電事業（電気事業法第2条第1項第12号）、発電事業（電気事業法第2条第1項第14号）及び発電事業に準ずる事業（（2）②）に該当する部分を除きます。（地方税法施行規則第3条の14第1項）

2 発電事業等とは・・・

① 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業

② ①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※②は、自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。）を含みます。（地方税法施行規則第3条の14第2項）

大法人の電子申告の義務化について

平成30年度税制改正により、大法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）による提出が義務化されました。概要は以下のとおりです。

1 対象税目

法人県民税及び法人事業税

2 対象法人

(1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

(2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

※外国法人については、電子申告義務化の対象外

3 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

4 対象申告書等

確定申告書、予定申告書、仮決算に係る中間申告書、修正申告書及び法令において申告書に添付すべきこととされている書類

問い合わせ先 愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課

〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22 ☎052-682-8923

法人市民税に関するお知らせ

名古屋市

～申告の際の税率適用にご注意ください～

電子申告について

受付完了通知をご確認ください

エルタックスによる電子申告について、電子証明書が失効している場合など、申告データが受け付けられていないことがあります。電子申告を行った際には、必ずエルタックスの「メッセージ照会」で「受付完了通知」が届いているかご確認ください。

大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、対象の法人（事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）が提出する法人市民税の申告書及び申告書に添付すべき書類について、エルタックスによる提出が義務付けられています。

対象の法人が、申告期限までにエルタックスにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

法人税割の税率

平成31年4月1日以後に終了する事業年度分から税率が変更となっています。また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の税率が引き下げられます。

法人の区分		平成31年4月1日以後に終了する事業年度分	
		令和元年9月30日以前に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人			
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの(注)	12.1%	8.4%
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)			
④人格のない社団等	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの(注)	9.7%	6.0%

(注) 2以上の市町村において事務所等を有する法人は、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

※超過課税(地方税法で定められた標準税率を超える税率で課税するもの)について

名古屋市では、法人税割について超過課税を実施しています。この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

(超過課税による増収額: 令和3年度予算額76億円)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について

地域再生法第5条第15項の規定に基づき認定を受けた事業へ寄附した場合に適用できます。申告の際には、特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書(第20号の5様式) および地域再生法施行規則第14条第1項の規定によって交付される当該寄附の額およびその受領日を証する書面(受領証)の写しを添付してください。

均等割の税率(年額)

平成31年4月1日以後に終了する事業年度分から税率が変更となっています。

法人の区分		平成31年4月1日以後に 終了する事業年度分
資本金等の額(注1)	従業者数(注2)	
公益法人等、人格のない社団等		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

(注1) 上表の税率区分の基準となる資本金等の額は、無償増資、無償減資等による欠損填補の調整後の金額となります。また、調整後の資本金等の額が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合は、資本金および資本準備金の合算額または出資金の額が税率区分の基準となります。なお、無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類(株主総会議事録等)を添付してください。

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※税率区分の基準(調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較)について

調整後の資本金等の額 \geq 資本金+資本準備金 \Rightarrow **調整後の資本金等の額**

調整後の資本金等の額 $<$ 資本金+資本準備金 \Rightarrow **資本金+資本準備金**

(注2) 従業者数とは、区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申告納付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請により個別に申告・納付期限を延長することができます。

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) をご覧ください。

法人市民税 新型コロナ

サイト内検索

※ 市内に法人を設立した場合、事務所等・寮等を新設または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を、本店所在地、法人名称、事業年度、代表者等の変更が生じた場合は「法人の異動届出書」を提出してください(定款等の写し、登記事項証明書の写し、その他参考資料の添付をお願いします)。

なお、法人税におきましては、平成29年度から法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされましたが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、設立や異動等についてお届けいただくようお願いいたします。

※ 各種申告書・明細書等は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 平成31年3月31日以前に終了する事業年度分の税率は、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先 名古屋市金山市税事務所市民税課法人市民税係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5-33 ☎052-324-9806

■ 青年部会 第9回通常総会

令和3年4月19日(月) メルパルク名古屋



4月19日(月)、メルパルク名古屋において、昭和税務署長 中村猛文様、法人課税第一統括官 一色博仁様、本会から吉田副会長らを来賓に迎え「青年部会第9回通常総会」が開催されました。

冒頭、米本青年部会長は、令和2年度の事業においては、コロナ禍の影響により、そのほとんどの事業ができず、若干心残りもあるが、租税教室は継続してやり抜くことができた。新たなテーマとして「健康経営」を全国の青年部会とともに今後進めていく。できなかったことは次期執行部に繋ぎ期待したいと挨拶を行いました。

議案の審議では、米本部会長が議長となり、第1号議案「令和2年度事業報告承認の件」、第2号議案「令和2年度収支決算承認の件」、「会計監査報告」、第3号議案「令和3年度事業計画(案)審議の件」、第4

号議案「令和3年度予算(案)審議の件」、第5号議案「令和3年度役員選任の件」が続いて上程され、すべての議案において満場一致で可決承認されました。

続いて、本総会を持って退任されることとなった米本前部会長からご挨拶をいただき、新執行体制として後藤新部会長にバトンタッチされ、新たに選任された後藤新部会長は、本年度は、青年部会創立40周年の節目の年となり記念行事も実施したい。まだコロナも終息の目途は立っていないが、できることから果敢に取り組んでいく。特に、新規部会員の獲得を進め、昭和法人会青年部会の良いところを広めていきたいと熱く決意表明を行いました。

その後、卒業生と新入会員の紹介が行われ、結びに、ご来賓の中村署長様のご祝辞をいただき総会は滞りなく幕を閉じました。

【広報・渉外事業委員長 伊藤 翼】



青年部会長のバトンタッチ

■ 青年部会親睦ゴルフコンペ

令和3年6月5日(土) 東名古屋カンツリークラブ

6月5日(土) 東名古屋カンツリークラブにて、恒例の親睦ゴルフコンペを開催いたしました。青年部会恒例の年間行事として、今回は、本会役員の方々を始めOB会員の先輩方を含めた総勢21名のエントリーとなりました。季節柄天候が心配されましたが、当日は天気にも恵まれプレーには何ら支障はありませんでしたが、コロナ禍でもありプレー後の成績発表や懇談会等は行わず流れ解散となりました。参加者は、最後まで笑顔あふれる親睦ゴルフ大会となり、初参加された会員もおり、プレーを通じて日頃できなかった会話も弾み、より良い交流を図ることができました。優勝者

は青年部会の上村崇史さんでした。来年も皆様のご参加よろしくお願いいたします。

【広報・渉外企画委員長 北原陽子】



■ 青年部会 租税教室の実施

令和3年6月21日(月) 瑞穂区 名古屋市立御劔小学校



租税教室の授業風景

青年部会では、昨年に引き続き、「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として租税教室を実施しています。この活動は青年部会員が管内の小学校に伺い、講師となって、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため実施

しています。全国的にも青年部会活動の中心的活動となっており、青年部会役員も全員が講師をできるようにと腕を磨いて出番を待っています。

本年度の租税教室は、学校側において学習指導要領の変更もあり、例年秋から冬に開催されていた授業が、1学期から開催される学校が増えておりその第一弾として、6月21日(月)に2講義53名を対象として瑞穂区の御劔小学校で、黒宮副部会長が講師を務め実施いたしました。

開催に当たっては、新型コロナの感染防止策を施し、弁当配達員の格好で教室に登場した講師に、冒頭から児童らの気持ちをしっかりつかむことができ、講義においても真剣な眼差しで話を聞いてくれ、授業の中で学校のプールの建設費には1億円が掛かることなど税の使い道を勉強するとともに、1億円分に相当する約10キロの模造札束に触れるコーナーでは、児童たちは税の“重み”を実体感じ感動していました。

青年部会では、今後とも租税教育の事業を通し、社会貢献活動に励んでまいります。

【副部会長(会員・事業担当) 黒宮淳司】

令和3年度、昭和法人会青年部会は、
おかげさまで、創立40周年を迎えさせていただきます。
青年部会長 後藤秀臣

女性部会行事

1月例会 Web配信による演奏会

女性部会では、昨年10月に社会貢献事業として「講演会と演奏会」を開催する準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本年度はやむなく中止とさせていただきます。

そのため、毎年多くの方々から好評をいただき楽しんでいただいていたことから、毎年ご出演いただいている甚目裕夫先生や演奏家の方々のご協力により、これまでのプレミアムコンサートを集約した演奏会を、ご自宅のパソコンでもお楽しみいただけるよう「昭和法人会音楽の調べ」～The sound of Showa 法人会～としてWeb配信いたしました。

まだ、このWeb演奏会を視聴されていない方は、昭和法人会のHPから現在も視聴できますので、是非お楽しみ下さい。

女性部会主催 昭和法人会創立70周年記念社会貢献事業

ご自宅できつろぎながら音楽をお楽しみ下さい!

『昭和法人会 音楽の調べ』

～The sound of Showa 法人会～

プレミアムコンサートを振り返って



このWeb演奏会は、どなたでもお楽しみいただくことができます。
このバナーをクリックしてお楽しみ下さい。

3月例会 税務研修会 令和3年3月17日(水) ガス燈

●テーマ/「女性税務職員が感じること」

●講師/昭和税務署 筆頭副署長 石川たき子氏

3月例会は、女性として昭和税務署の筆頭副署長に就任されご活躍されている石川たき子様にご講師をお願いし、税務研修会を開催しました。

石川筆頭副署長様は、テーマを「女性税務職員が感じること」と題して、どちらかといえば男性の方が多い税務職員の中にあつて、これまで歩まれてきたご自身の経験をもとに女性の目線から見た税務職員のお仕事などを、大変わかりやすくお話いただきました。中でも、国税局や税務署において、税務調査はもとより教育官や不服審査、お酒のお仕事など幅広い経験をされたそうで、その時その時のお話や女性として苦勞されたお話などを織り交ぜ、興味深い内容に参加者も大変有意義な研修会であったとの感想をいただきました。改めて税務職員になる大変さを知った研修会となりました。



講師の石川筆頭副署長様

女性部会 社会貢献事業『講演会と演奏会』 申込み受付中!

女性部会では、昨年中止となった恒例の社会貢献事業「講演会と演奏会」を10月26日(火)にメルパルク名古屋にて開催いたします。

本年は、第一部の講演会に、高野山で修業を積まれた後、現在は葛城市影現寺(えいげんじ)副住職の深水弘裕氏にご講師をお願いし、仏教落語『やさしさの波紋』と題してご講演をいただきます。

第二部は、毎年この演奏会の出演をお願いしているピアニスト&プロデューサー 甚目裕夫氏のほか演奏家の皆様と、「Re-creation 甚目裕夫と新しい仲間達」と題して映画音楽などを楽しんでいただきます。ただ今、その参加申込みを受け付けておりますので、会報誌に同封した案内チラシよりお申込み下さい。

- 開催日時 10月26日(火) 13:30～16:30 (予定)
- 会場 メルパルク名古屋 (東区葵3-16-16)
- 参加費・定員 参加費無料 定員150名



■ 女性部会第9回通常総会と「署長講演会」

令和3年4月22日(木) メルパルク名古屋

女性部会は、4月22日(木)、メルパルク名古屋にて「第9回通常総会」を開催しました。

総会では、冒頭、森敦子女性部会長がこの1年間を振り返り、新型コロナウイルス感染症の拡大により各種活動が制約され、中でも長年恒例となった社会貢献事業「講演会と演奏会」を中止としたことが残念であった。しかし、それに代わるものとしてWEB動画を作成しご家庭で楽しんでいただける「演奏会」を実施するなど、新たな取り組みにもチャレンジしたことなどのあいさつを行いました。

議案の審議は、森部会長の議長で進行し、第1号議案「令和2年度事業報告と決算報告」、第2号議案「令和3年度事業計画と予算」、第3号議案「役員選任案」が上程され、それぞれ満場一致で採択されました。

また、本会からは柴垣会長にごあいさつを、来賓として昭和税務署長 中村猛文様からご祝辞をいただき、総会に花を添えていただきました。

通常総会終了後、直ちに臨時役員会を開催し、森部会長の後任に山本裕子新部会長を選任しました。

山本新部会長は、伝統あるこの女性部会を引き継ぐこととなり身の引き締まる思いであるが頑張りたい。中でも、新規部会員の獲得に皆さんに協力願いたいとあいさつしました。

また、6月の本会通常総会にて退任されている柴垣会長に対し、これまでの女性部会への多くのご協力に対し謝辞を述べ花束を贈呈しました。柴垣会長も、14年間にわたり会長職を引き受けた中で、特に女性部会のパワーとボランティア精神あふれる行動に、逆に勉強させられたとの感想を述べられました。



記念講演会の中村猛文昭和税務署長

続いて、昭和税務署長 中村猛文様による総会記念講演会を行いました。

中村署長様は、「国税徴収官の仕事」というテーマで、42年間の勤務経験の中で最後の方の4年間を国税の徴収という滞納整理に関わる仕事をした経験を基に、1パーセントの滞納者のために奮闘する徴収職員の仕事を事例や法令を交え、わかりやすくお話しいただきました。参加者からは、普段お聞きできないような貴重な話を拝聴し、好評のうちに幕を閉じました。



総会終了後に柴垣前会長と女性部会役員

7月例会

税務研修会

令和3年7月27日(火) 「第6回専務の出前講座」名古屋市公会堂

●テーマ／「直前に迫った消費税インボイス制度のお話」

●講師／昭和法人会 専務理事 加藤保彦

7月例会は、会員から好評であった「専務の出前講座」の第6回目として、加藤専務理事にお願いし、研修テーマを「直前に迫った消費税インボイス制度のお話」をリクエストして実施しました。

加藤専務理事は、幅広い見識をお持ちの方で、今回の制度が導入されるに当たって、企業経営者としてどのように対応すればよいのか。また、免税事業者との取引についてどのような対応・準備が必要なのか。など、今回の制度をわかりやすく解説いただくとともに、当面、企業運営の一翼を担う女性部会員の立場に立ったお話を丁寧に教えていただきました。受講された参加者の中からは、「会社に戻って早速社長と相談しなくちゃ。」との声が出るなど、差し迫った新制度導入へのアプローチとして有意義な研修会となりました。



インターネットセミナーのご案内

会員無料

法人会会員は無料でご利用になれます

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード

ID	hj1813
パスワード	9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶ 昭和法人会ホームページ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ ID とパスワードを入力



▶ セミナー詳細画面



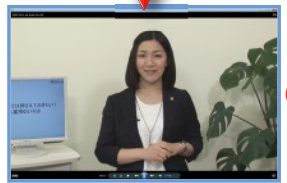
法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ① 赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ② ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③ 視聴したいセミナーを選択
- ④ 「動画をみる」ボタンをクリック
- ⑤ セミナー視聴画面へ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ セミナー視聴画面

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略^(注)
- 還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

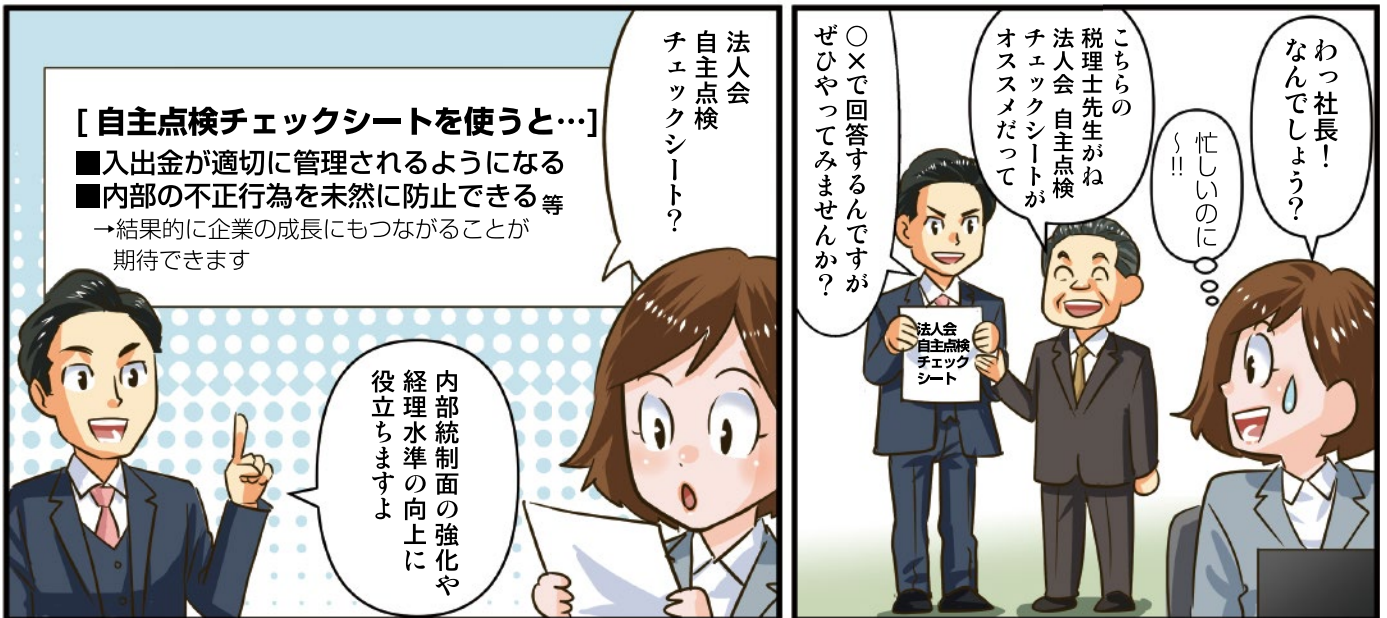
www.e-tax.nta.go.jp

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 社内体制整備編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

一般社団法人 昭和法人会

電話番号 052-882-9677

URL <https://www.showahoujinkai.jp/>

市内ブロック主催合同講演会 開催案内

●演題：『このままでは「日本」は滅ぶ!』
～コロナが世界と日本に問うたものとは何か～

●講師：作家・ジャーナリスト ^{かどた りゅうしょう} 門田 隆将氏

日時 令和3年10月28日(木) 14:00～15:30

場所 熱田神宮会館 桃李の間 参加費 無料
熱田区神宮1-1-1 (名鉄神宮前駅徒歩3分)

参加申込方法 会員向けに送付される案内チラシか直接昭和法人会事務局までお申込み下さい。
会員以外の方も受講できます。



◇門田隆将氏 略歴

1958年高知県安芸市生まれ。中央大学法学部卒業後、新潮社に入社。

週刊新潮編集部にて、記者、デスク、次長、副部長を経て2008年に独立。「毅然と生きた日本人像」をテーマに、幅広い分野で著作を発表。最新著書には「新・階級闘争論-暴走するメディア・SNS-」(ワックBUNKO)があり、これまでベストセラー多数。また、綿密な取材をもとにコロナ襲来の「現実」と未来への「教訓」を描いたノンフィクション『疫病2020』(産経新聞出版)は発売2ヵ月で10万部突破のベストセラーになっている。読売テレビ「そこまで言って委員会NP」に出演中。

昭和法人会 当面の行事予定

令和3年 9月～12月

9月7日(火)～ 10月12日(火) 13:30～	やさしい法人税セミナー(6回講座) 昭和ビルホール	11月1日(月) 14:30～	【県連】税制講演会 名鉄グランドホテル
9月8日(水) 終日	女性部会バス研修視察旅行 関市方面	11月14日(日) 10:00～	税の作品合同表彰式 中小企業振興会館
9月27日(月) 11:45～	常任理事会(組織・福利厚生合同委員会) メルパルク名古屋	11月16日(火) 15:15～	役員総集会 メルパルク名古屋
9月29日(水) 17:00～	青年部会 税務研修会 名古屋市公会堂	11月16日(火) 15:30～	「税を考える週間」記念 税務署長講演会 メルパルク名古屋
10月7日(木) 終日	【全法連】全国大会(岩手大会) 盛岡市市民文化ホール	11月16日(火) 終日	【全法連】全国女性フォーラム新潟大会 朱鷺メッセ
10月20日(水) 13:30～	大規模法人部会 合同講演会・研修会 熱田神宮会館	11月24日(水) 10:00～ 13:30～	年末調整説明会兼インボイス制度研修会 名古屋市公会堂
10月25日(月)～ 11月22日(月) 13:30～	初級簿記講座(8回講座) 中小企業振興会館	11月25日(木) ～26日(金) 終日	【全法連】全国青年の集い(佐賀大会) ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア
10月26日(火) 13:30～	女性部会・社会貢献コンサート・講演会 メルパルク名古屋	11月30日(火) 14:00～	【県連】女連協情報交換会 名鉄グランドホテル
10月27日(水) 14:00～	【県連】青連協情報交換会 名鉄ニューグランドホテル	12月1日(水) 14:30～	【県連】運営研究会 名古屋東急ホテル
10月28日(木) 14:00～	市内ブロック合同講演会 熱田神宮会館	12月7日(火) 13:30～	名古屋市内4法人会合同講演会 中電ホール

(ご注意) 今後新型コロナウイルス感染症の拡大により、計画した行事を変更または中止する場合がありますのでご了承願います。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気やケガの備えに
NEW



NEW
医療保険
EVER
Prime

心配な「がん」の備えに



アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。


Affac アフラック

愛知総合支社 〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー29階
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

引受保険会社

資料請求はお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

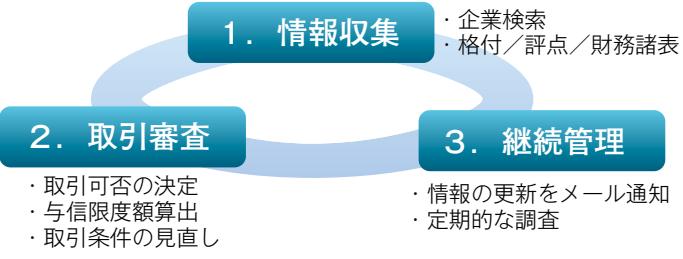
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号
P20182 AFツール-2020-0365-2107029 10月30日

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

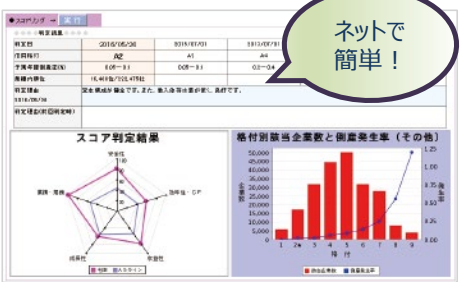
一般社団法人愛知県法人会連合会会員様向け
企業情報・格付情報照会サービス

取引先・仕入先の**取引審査**と**与信管理**をお手伝いします!

- 入会金・月々の基本料金不要
- 金融機関の融資審査ノウハウで格付
- 取引先情報の変化をメールでお知らせ



ネットで簡単!



スコア判定結果


格付別該当企業数と倒産発生率(その他)

信用格付	信用状態を9段階で格付(法人会会員様特別価格) 800円/件
継続管理	管理ファイル利用料金 9件まで1,000円(月額) 10件以上1件100円(月額)
企業情報	業績・評点・概況・履歴他 1,200円/件
財務情報	財務5帳票 2,000円~/件

リアルタイムで企業の信用情報を収集できます! (税別)

詳細・お申込は <https://www.ags.co.jp/nw/aichi/>

AGS株式会社 法人企画部 メール: hojinkai.ml@ags.co.jp
またはホームページのお問合せフォームをご利用ください。



昭和法人会広報委員
この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

日本特殊陶業(株)	磯部 謙二	(株)Kホールディングス	川崎 諾
ブラザー不動産(株)	神谷 陽志	(株)大栄商会	川村 貴子
日本パーツ機器(株)	後藤 秀臣		

法人会会員のみなさまに

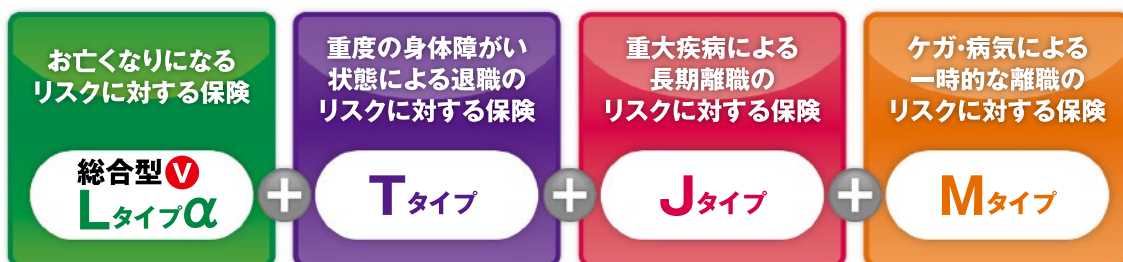
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型V Lタイプαを新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

名古屋南支社/名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

 **AIG損害保険株式会社**

名古屋支社/名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

F-2019-1021 (2020年2月26日)
20-073001

